

内閣参質一八〇第一〇七号

平成二十四年五月十八日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員上野通子君提出厚生年金基金制度の抜本改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出厚生年金基金制度の抜本改正に関する質問に対する答弁書

一について

厚生年金基金制度の今後の在り方については、現在、厚生労働省が開催している「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」で検討していただいているところであり、政府としては、その結果も踏まえ、検討することになっている。

二について

本件については、投資一任業者（投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。以下同じ。）について、同号に掲げる行為を業として行う者をいう。以下同じ。）であるA I J投資顧問株式会社が投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知していた等の重大な法令違反行為が認められたことを受けて、政府としては、投資一任業者に対する集中的な検査を行うことにしたほか、投資一任業者等に対する規制並びに検査及び監督の在り方について見直しを行い、実効性のある再発防止策を幅広く検討することになっている。

